

令和 7 年佐久市議会第 1 回定例会提出予定議案

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
1	佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	5
2	佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	6
3	佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	7 5 8
4	佐久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	9
5	佐久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	10
6	佐久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	11
7	佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	12
8	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総 務 部 長	13 5 14
9	佐久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部 長	15
1 0	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	企 画 部 長	16 5 17
1 1	佐久市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	18
1 2	佐久市複合型公共施設サングリモ中込条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	19
1 3	佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部 長	20
1 4	佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部 長	21

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
1 5	佐久市商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について	経 済 部 長	22
1 6	佐久市あさしな温泉穂の香乃湯条例を廃止する条例の制定について	経 済 部 長	23
1 7	佐久市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 部 長	24
1 8	佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	25
1 9	佐久市病院事業の設置等に関する条例及び佐久市立国保浅間総合病院料金条例の一部を改正する条例の制定について	浅 間 病 院 事 務 院 長	26
2 0	佐久市辺地総合整備計画の策定について	企 画 部 長	27
2 1	市道の路線認定について	建 設 部 長	28 ↳ 31
2 2	市道の路線変更について	建 設 部 長	32 ↳ 34
2 3	訴えの提起について	建 設 部 長	35
2 4	野沢多目的広場の指定管理者の指定について	建 設 部 長	36
2 5	令和 6 年度佐久市一般会計補正予算（第 1 0 号）について	総 務 部 長	別冊 1
2 6	令和 6 年度佐久市一般会計補正予算（第 1 1 号）について	総 務 部 長	別冊 2
2 7	令和 6 年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	市民健康部長	別冊 2
2 8	令和 6 年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	福 祉 部 長	別冊 2
2 9	令和 6 年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第 2 号）について	福 祉 部 長	別冊 2

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
30	令和6年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	市民健康部長	別冊2
31	令和6年度佐久市奨学資金特別会計補正予算（第1号）について	学校教育部長	別冊2
32	令和6年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について	環 境 部 長	別冊2
33	令和6年度佐久市茂田井財産区特別会計補正予算（第1号）について	望 月 支 所 長	別冊2
34	令和6年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第2号）について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊1
35	令和6年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第3号）について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊2
36	令和6年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	環 境 部 長	別冊2
37	令和7年度佐久市一般会計予算について	総 務 部 長	別冊3
38	令和7年度佐久市国民健康保険特別会計予算について	市民健康部長	別冊3
39	令和7年度佐久市介護保険特別会計予算について	福 祉 部 長	別冊3
40	令和7年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計予算について	福 祉 部 長	別冊3
41	令和7年度佐久市後期高齢者医療特別会計予算について	市民健康部長	別冊3
42	令和7年度佐久市奨学資金特別会計予算について	学校教育部長	別冊3
43	令和7年度佐久市環境エネルギー事業特別会計予算について	環 境 部 長	別冊3
44	令和7年度佐久市茂田井財産区特別会計予算について	望 月 支 所 長	別冊3
45	令和7年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計予算について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊3

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
4 6	令和 7 年度佐久市下水道事業特別会計予算について	環 境 部 長	別冊 3

条 例 案	1 9 件
事 件 案	5 件
予 算 案	2 2 件
計	4 6 件

第 1 号

佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、時間外勤務が制限される職員の範囲を拡大するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 2 号

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、議会の議員及び特別職の職員の期末手当の支給月数について、長野県職員の給与改定に準じて改正を行うほか、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、定額で支給していた宿泊料について、上限額を引き上げるとともに上限付きの実費支給にするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

給与改定に係る主な改正内容は、令和 6 年 1 2 月分の期末手当の支給月数を現行の 1. 7 0 月から 0. 0 5 月引き上げ 1. 7 5 月とし、令和 7 年度からの期末手当の支給月数を 6 月分、1 2 月分ともに 1. 7 2 5 月とするものであります。

第3号

佐久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、職員の給与について、長野県職員の給与改定に準じて、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、主な改正内容は、次のとおりであります。

1 給料月額の改定

公民較差2.62パーセントを解消するため、全ての給料表について改定を行い、給料月額を引き上げる。

2 令和6年12月分の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

- (1) 一般職員の12月分の勤勉手当及び勤勉手当について、期末手当の支給月数を1.225月から1.275月（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.6875月から0.7125月）とし、勤勉手当の支給月数を1.025月から1.075月（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.4875月から0.5125月）とする。
- (2) 特定管理職員の12月分の期末手当及び勤勉手当について、期末手当の支給月数を1.025月から1.075月（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.5875月から0.6125月）とし、勤勉手当の支給月数を1.225月から1.275月（再定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.5875月から0.6125月）とする。
- (3) 特定任期付職員の12月分の期末手当の支給月数を1.70月から1.75月とする。

3 令和7年度からの期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

- (1) 一般職員の期末手当及び勤勉手当について、期末手当の支給月数を6月分、12月分ともに1.25月（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.70月）とし、勤勉手当の支給月数を6月分、12月分ともに1.05月（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.50月）とする。
- (2) 特定管理職員の期末手当及び勤勉手当について、期末手当の支給月数を6月分、12月分ともに1.05月（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、0.50月）とする。

ては、0.60月)とし、勤勉手当の支給月数を6月分、12月分ともに
1.25月(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.60月)とする。

4 その他の諸手当の改定

(1) 寒冷地手当(令和6年4月1日から)

寒冷地手当の月額について、扶養親族のある世帯主である職員は、
17,800円から19,800円とし、その他の世帯主である職員は、
10,200円から11,400円とし、その他の職員は、7,360
円から8,200円とする。

(2) 扶養手当(令和7年4月1日から)

扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手
当の月額を1人につき10,000円から13,000円とする。

(3) 管理職員特別勤務手当(令和7年4月1日から)

管理職員特別勤務手当の対象となる勤務時間について、午前0時から
午前5時までに勤務をした場合から午後10時から翌日午前5時までに
勤務をした場合とする。

第4号

佐久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて、定額で支給していた宿泊料について、上限額を引き上げるとともに上限付きの実費支給にするなど、所要の改正を行おうとするものであります。

第 5 号

佐久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、雇用保険法の改正に伴い、就業促進手当の見直し及び地域延長給付の暫定措置の延長が行われたことから、所要の改正を行おうとするものがあります。

第 6 号

佐久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、長野県職員の給与改定に準じた佐久市職員の給与に関する条例等の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合についても引き上げることから、フルタイム会計年度任用職員の規定を準用しているパートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定について新たに規定しようとするものであります。

第 7 号

佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の
制定について

これは、個人情報の保護に関する法律の開示決定等の期限に係る期間延長
について規定するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

これは、刑法の改正に伴い、用語の改正が行われることから、関係する条例中の用語について改めようとするものであります。

第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法の改正に伴う（一部改正）条例一覧

	例 規 名
1	佐久市職員の給与に関する条例
2	佐久市職員の退職手当に関する条例
3	佐久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
4	佐久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
5	佐久市個人情報の保護に関する法律施行条例

第 9 号

佐久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正
に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の勤務年数区分
に、新たに「35年以上」の区分を追加しようとするものであります。

第 10 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係する条例中で引用する同法の条項を改めようとするものであります。

第 10 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
に伴う（一部改正）条例一覧

	例 規 名
1	佐久市税条例
2	佐久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第 1 1 号

佐久市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

これは、浅科デイサービスセンターを令和 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

第 1 2 号

佐久市複合型公共施設サングリモ中込条例の一部を改正する条例の制定について

これは、サングリモ中込の改修工事に伴い、構成施設の中込交流センター、シルバーサロン及びつどいの広場交流センターを廃止するほか、所要の改正を行おうとするものであります。

第 13 号

佐久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、国の基準に合わせ、栄養士の配置を求めている規定に、管理栄養士を加えようとするものであります。

第 1 4 号

佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金について、当初の目的を達成したため、廃止しようとするものであります。

第 15 号

佐久市商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

これは、日本標準産業分類に基づき条例中の用語の定義を改めるほか、情報通信業の重要性が高まっていることから、同分野に対する支援を幅広に行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

第 16 号

佐久市あさしな温泉穂の香乃湯条例を廃止する条例の制定について

これは、佐久市あさしな温泉穂の香乃湯を令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止することから、本条例を廃止しようとするものであります。

第 17 号

佐久市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

これは、刑法の改正に伴い、用語の改正が行われることから、条例中の用語について改めようとするものであります。

第 18 号

佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

これは、臼田総合運動公園の大規模改修工事が完了し、全施設を供用開始することから、所要の改正を行おうとするものであります。

第 19 号

佐久市病院事業の設置等に関する条例及び佐久市立国保浅間総合病院
料金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久市立国保浅間総合病院の病床再編に伴い、病床数を変更する
ほか、特別初診料等の規定を削ろうとするものであります。

佐久市辺地総合整備計画の策定について

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、佐久市辺地総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

佐久市の中心から離れた県境又は市境に位置する辺地は、交通条件を始め経済的、文化的諸条件の面で、他の地域と比較して住民の生活環境の整備水準に格差が見られます。

こうしたことから、同法に基づき、各種公共的施設の整備を進めてきたところではありますが、いまだ他の地域と比較して住民の生活環境の整備水準の格差が解消されておらず、引き続きその是正に当てる必要があります。

このようなことから、令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 か年にわたる佐久市辺地総合整備計画を策定し、公共的施設の整備を進めることにより、引き続き辺地の活性化と住民の利便性の向上を図ろうとするものであります。

第 2 1 号

市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

- 市道 1 - 2 6 9 号線 位置図 1
- 市道 2 - 5 2 8 号線 位置図 2

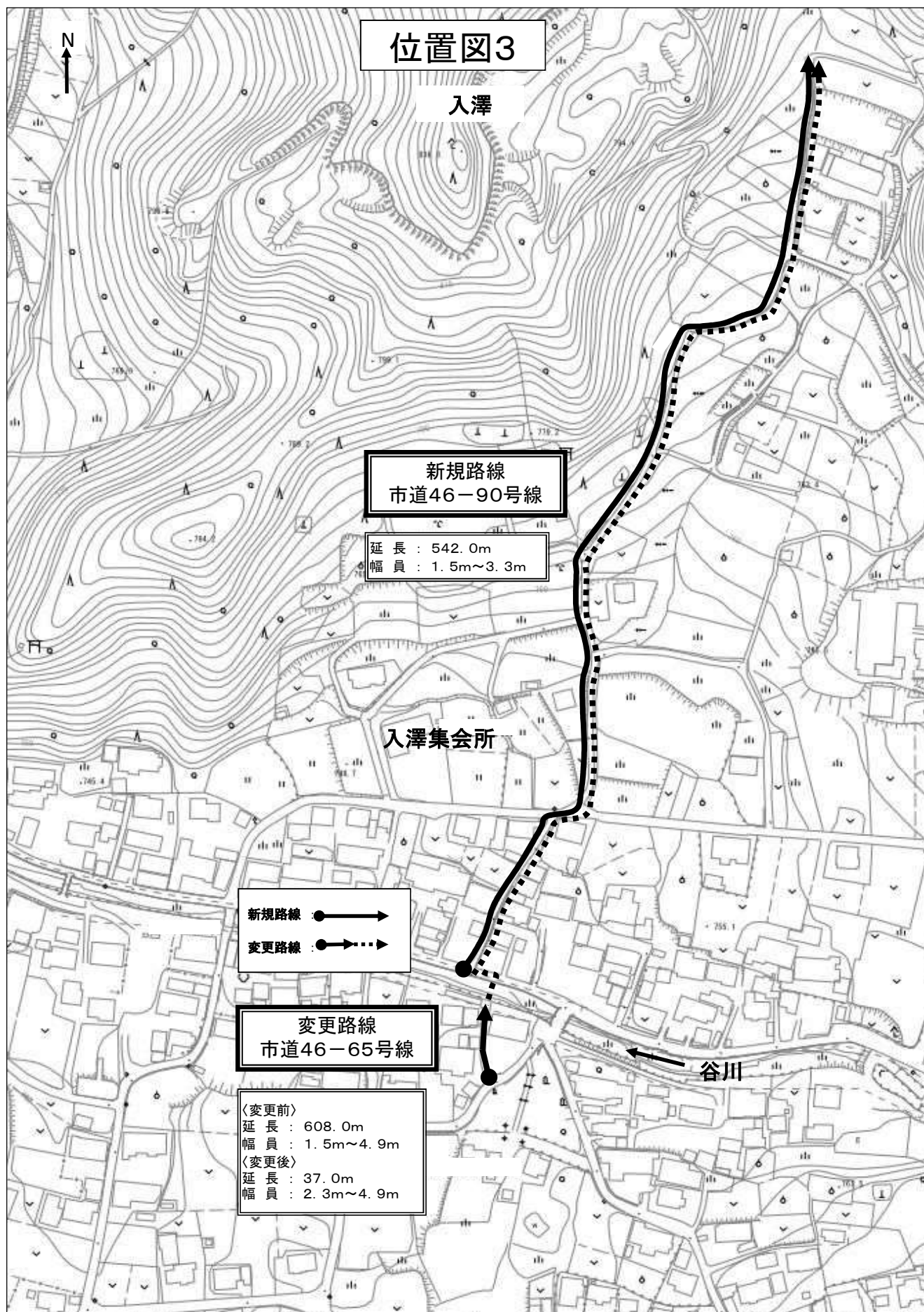
これらの路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

- 市道 46-90 号線 位置図 3

この路線は、河川等災害関連事業による橋梁の集約に伴い市道が分断されたことから、市道として認定するものであります。







第 2 2 号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

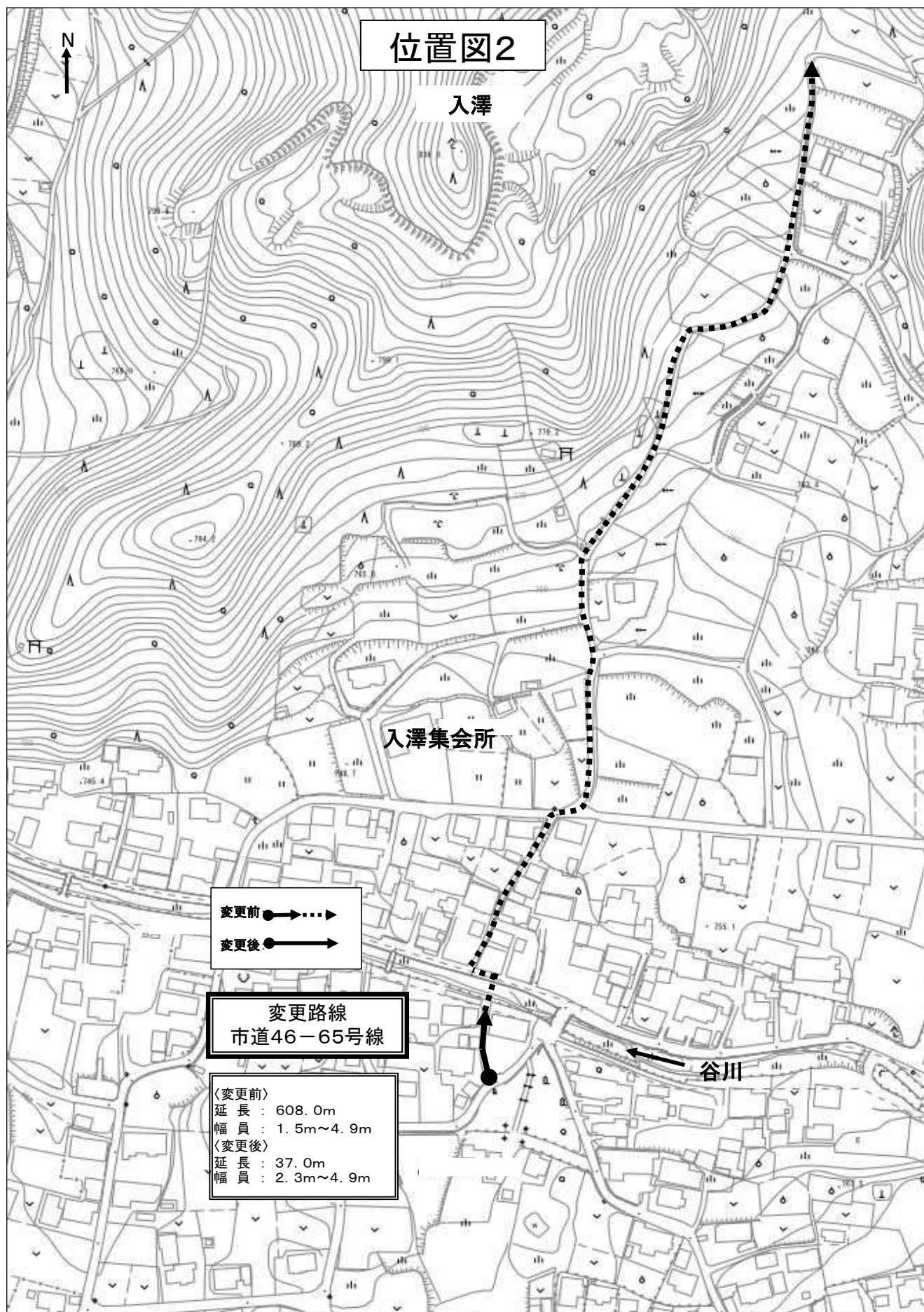
○ 市道 2 0 - 5 号線 位置図 1

この路線は、野沢地区都市構造再編集中支援事業による市道の整備に伴い起点が変更となるため、路線変更するものであります。

○ 市道 4 6 - 6 5 号線 位置図 2

この路線は、河川等災害関連事業による橋梁の集約に伴い市道が分断され、終点が変更となるため、路線変更するものであります。





第 2 3 号

訴えの提起について

これは、長期にわたり市営住宅家賃を滞納している市内居住者 1 名について、督促状の送付、訪問、来庁要請等の様々な方策を講じる中、徴収が困難な状況が継続し、納入又は対応のない状況であるため、市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第 2 4 号

野沢多目的広場の指定管理者の指定について

これは、野沢多目的広場の指定管理者として、一般社団法人十色を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。